

令和4年度5月定例教育委員会会議録

1. 日時	令和4年5月18日(水) (午後3時から)
1. 場所	市来庁舎 2階庁議室
1. 委員会に出席した人	相良一洋教育長 富永伸博委員・徳重涼子委員・福田恵一委員・福山 希委員 瀬川教育総務課長兼学校給食センター所長・藏菌学校教育課長・梅北社会教育課長・岡留学校教育課長補佐、溝上社会教育課長補佐野元社会教育課長補佐(社会体育担当)、榎並社会教育課長補佐(社会教育担当)兼社会教育係長 書記 濱田教育総務係長
1. 附議事件	<p>議案第2号 いちき串木野市教育支援委員会委員の委嘱について 【学校教育課】</p> <p>議案第3号 いちき串木野市スポーツ推進審議会委員の任命について 【社会教育課】</p> <p>議案第4号 いちき串木野市社会教育委員の補欠委員の委嘱について 【社会教育課】</p> <p>議案第5号 いちき串木野市公民館運営審議会委員の補欠委員の委嘱について【社会教育課】</p> <p>議案第6号 いちき串木野市図書館協議会委員の補欠委員の委嘱について【社会教育課】</p> <p>議案第7号 いちき串木野市文化財保護審議会委員の任命について 【社会教育課】</p> <p>議案第8号 令和4年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申について【教育総務課】</p> <p>議案第9号 いちき串木野市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について【教育総務課】</p> <p>議案第10号 いちき串木野市特別支援連携協議会設置要綱の制定について【学校教育課】</p> <p>議案第11号 いちき串木野市特別支援連携協議会委員の委嘱について 【学校総務課】</p>
相良教育長	<p>只今から5月定例教育委員会を始めます。</p> <p>(教育長あいさつ)</p> <p>次に、会次第2会議録署名委員の決定についてです。</p>

各委員	<p>会議録署名委員については、富永委員にお願いしたいと思いますが、富永委員、委員の皆様よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」という声あり)</p>
相良教育長	<p>それでは、富永委員よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に会次第 3 定例教育委員会会議録の承認についてです。委員の先生方には、先に配布してありました 4 月定例教育委員会の会議録について、何かご意見はなかったでしょうか。</p>
各委員	<p>(「ありません」という声あり)</p>
相良教育長	<p>ご意見が無いようですので、4 月定例教育委員会の会議録については承認いたします。</p> <p>次に会次第 4 附議事件に入ります。</p> <p>本日の、附議事件は 10 件です。</p> <p>それでは、議案第 2 号 いちき串木野市教育支援委員会委員の委嘱について を議題とします。説明をお願いします。</p>
藏菌課長	<p>議案集の 1 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 2 号 いちき串木野市教育支援委員会委員の委嘱についてであります。</p> <p>いちき串木野市教育支援委員会委員の委嘱について、いちき串木野市教育支援委員会規則第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の決定を求めるものであります。</p> <p>提案理由は、いちき串木野市教育支援委員会委員の任期満了に伴い、新たに委嘱しようとするものであります。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>参考条文として、いちき串木野市教育支援委員会規則を掲載しております。</p> <p>教育支援委員会は、対象の幼児・児童・生徒の望ましい就学先の判断や早期の教育的支援に加え、教育委員会が行う事業に関し助言を行うものです。</p> <p>この委員会は、学識経験者、小中学校長及び各学校の特別支援コーディネーター、関係行政機関の職員 16 人以内で構成しております。</p> <p>委員は、教育委員会が委嘱することとなっております。委員会は、平成17年にいちき串木野市附属機関条例の規程に基づき設置されました。今年度は、任期 2 年の初年度に当たり、令和 4 年度及び 5 年度の委員を新たに委嘱するものです。</p> <p>議案集の 3 ページをご覧ください。</p> <p>(別紙資料を基に 16 名の教育支援委員を説明。)</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
相良教育長	<p>委員の皆さんから何かご質問等はありませんか。</p>
冨永委員	<p>このメンバーでは、まだ1回も会議を開催していないでしょうか。</p>
藏菌課長	<p>今回提案しました委員では行っておりません。</p>
冨永委員	<p>この委員会で、過去どのような議論があったのでしょうか。</p>
藏菌課長	<p>この委員会は、望ましい就学について協議・判定を行う会で年2回開催されます。</p>
冨永委員	<p>個別に案件を上げて判定していくということでしょうか。</p>
藏菌課長	<p>そのとおりです。委員会で1人1人細かい議論をすることはできないので、判定に至るまでの判断材料を提案して判断していく会となっております。</p>
相良教育長	<p>学校内の就学指導委員会を受けて、教育委員会に案件が上がってきて、この委員会で判断するということになります。 ほかにご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>(「ありません」という声あり)</p>
相良教育長	<p>よろしいでしょうか。 それでは、議案第2号 いちき串木野市教育支援委員会委員の委嘱について承認することによろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
相良教育長	<p>それでは、議案第2号 いちき串木野市教育支援委員会委員の委嘱について承認することといたします。 次に、議案第3号から議案第7号までは社会教育課になりますので、一括して議題とします。 それでは説明をお願いします。</p>
梅北課長	<p>議案集の4ページをご覧ください。 議案第3号 いちき串木野市スポーツ推進審議会委員の任命についてであります。 いちき串木野市スポーツ推進審議会委員の任命について、いちき串</p>

	<p>木野市スポーツ推進審議会条例第3条及び第4条の規定に基づき、別紙のとおり任命したいので、教育委員会の決定を求めるものであります。</p> <p>提案理由は、いちき串木野市スポーツ推進審議会委員の任期満了に伴い、新たに任命しようとするものであります。</p> <p>議案集の5ページをご覧ください。</p> <p>参考条文として、スポーツ基本法及びいちき串木野市スポーツ推進審議会条例の一部を抜粋してご紹介します。</p> <p>いちき串木野市スポーツ推進審議会条例第3条で、審議会は15人以内の委員をもって組織し、第4条で、委員の任期は、2年となっております。同条第2項で補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。となっております。</p> <p>議案集の6ページをご覧ください。</p> <p>(別紙資料を基に14名の市スポーツ推進審議会委員を説明。)</p>
梅北課長	<p>次に、議案集の7ページをご覧ください。</p> <p>議案第4号 いちき串木野市社会教育委員の補欠委員の委嘱についてであります。</p> <p>いちき串木野市社会教育委員の補欠委員の委嘱について、いちき串木野市社会教育委員条例第2条及び第3条の規定に基づき、別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の決定を求めるものであります。</p> <p>提案理由は、いちき串木野市社会教育委員に欠員が生じたため、新たに委嘱しようとするものであります。</p> <p>議案集の8ページをご覧ください。</p> <p>参考条文として、いちき串木野市社会教育委員条例の一部を抜粋してご紹介します。</p> <p>社会教育委員条例第2条第2項で、委員は、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。</p> <p>第3項で、委員の定数は、20人以内としています。</p> <p>第3条では、委員の任期は、2年とする。となっております。</p> <p>議案集の9ページをご覧ください。</p> <p>(別紙資料を基に20名の社会教育委員を説明。)</p>
梅北課長	<p>次に、議案集の10ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号 いちき串木野市公民館運営審議会委員の補欠委員の委嘱についてであります。</p> <p>いちき串木野市公民館運営審議会委員の補欠委員の委嘱について、いちき串木野市公民館運営審議会条例第2条の規定に基づき、別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の決定を求めるものであります。</p> <p>提案理由は、いちき串木野市公民館運営審議会委員に欠員が生じた</p>

	<p>ため、新たに委嘱しようとするものであります。</p> <p>議案集の 11 ページをご覧ください。</p> <p>参考条文として、いちき串木野市公民館運営審議会条例の一部を抜粋しております。</p> <p>第 2 条の中で、審議会の委員は、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者の中からいちき串木野市教育委員会が委嘱するものとし、その定数は、20 人以内と定めております。</p> <p>また、第 2 項で、委員の任期は、2 年と定めているところであります。</p> <p>議案集の 12 ページをご覧ください。</p> <p>(別紙資料を基に 20 名の公民館運営審議会委員を説明。)</p>
梅北課長	<p>次に、議案集の 13 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 6 号 いちき串木野市図書館協議会委員の補欠委員の委嘱についてであります。</p> <p>いちき串木野市図書館協議会委員の補欠委員の委嘱について、いちき串木野市図書館協議会条例第 2 条の規定に基づき、別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の決定を求めるものであります。</p> <p>提案理由は、いちき串木野市図書館協議会委員に欠員を生じたため、新たに委嘱しようとするものであります。</p> <p>議案集の 14 ページをご覧ください。</p> <p>参考条文として、図書館法及びいちき串木野市図書館協議会条例の一部を抜粋しております。</p> <p>いちき串木野市図書館協議会条例第 2 条で、協議会の委員は、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者の中からいちき串木野市教育委員会が委嘱するものとし、その定数は、7 人以内と定められております。</p> <p>第 2 項では、委員の任期は、2 年としているところであります。</p> <p>議案集の 15 ページをご覧ください。</p> <p>(別紙資料を基に 7 名の市図書館協議会委員を説明。)</p>
梅北課長	<p>次に、議案集の 16 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 7 号 いちき串木野市文化財保護審議会委員の任命についてであります。</p> <p>いちき串木野市文化財保護審議会委員について、いちき串木野市文化財保護審議会条例第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、別紙のとおり任命したいので、教育委員会の決定を求めるものであります。</p> <p>提案理由としては、いちき串木野市文化財保護審議会委員の任期が満了となったので、新たに任命しようとするものです。</p> <p>議案集の 17 ページをご覧ください。</p>

	<p>参考条文を記載しておりますが、市文化財保護審議会条例において、委員定数は6人以内、任期は2年とされており、再任は妨げないとなっております。</p> <p>議案集の18ページをご覧ください。</p> <p>委員名簿を記載しておりますが、4名が再任、1名が新任の委員となっております。任期は令和6年3月31日までです。</p> <p>(別紙資料を基に5名の市文化財保護審議委員を説明。)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
相良教育長	<p>それでは、まず議案第3号 いちき串木野市スポーツ推進審議会委員の任命について、委員の皆さんから何かご質問等はありませんか。</p>
各委員	<p>(「ありません」という声あり)</p>
相良教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第3号 いちき串木野市スポーツ推進審議会委員の任命について承認することによりよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
相良教育長	<p>それでは、議案第3号 いちき串木野市スポーツ推進審議会委員の任命について承認することといたします。</p> <p>次に、議案第4号 いちき串木野市社会教育委員の補欠委員の委嘱について、委員の皆さんから何かご質問等はありませんか。</p>
各委員	<p>(「ありません」という声あり)</p>
相良教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第4号 いちき串木野市社会教育委員の補欠委員の委嘱について承認することによりよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
相良教育長	<p>それでは、議案第4号 いちき串木野市社会教育委員の補欠委員の委嘱について承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号 いちき串木野市公民館運営審議会委員の補欠委員の委嘱について、委員の皆さんから何かご質問等はありませんか。</p>
各委員	<p>(「ありません」という声あり)</p>
相良教育長	<p>よろしいでしょうか。</p>

	<p>それでは、議案第5号 いちき串木野市公民館運営審議会委員の補欠委員の委嘱について承認することによろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
相良教育長	<p>それでは、議案第5号 いちき串木野市公民館運営審議会委員の補欠委員の委嘱について承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号 いちき串木野市図書館協議会委員の補欠委員の委嘱について、委員の皆さんから何かご質問等はありませんか。</p>
各委員	<p>(「ありません」という声あり)</p>
相良教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第6号 いちき串木野市図書館協議会委員の補欠委員の委嘱について承認することによろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
相良教育長	<p>それでは、議案第6号 いちき串木野市図書館協議会委員の補欠委員の委嘱について承認することといたします。</p> <p>次に、議案第7号 いちき串木野市文化財保護審議会委員の任命について、委員の皆さんから何かご質問等はありませんか。</p>
各委員	<p>(「ありません」という声あり)</p>
相良教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第7号 いちき串木野市文化財保護審議会委員の任命について承認することによろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
相良教育長	<p>それでは、議案第7号 いちき串木野市文化財保護審議会委員の任命について承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号 令和4年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申について を議題とします。説明をお願いします。</p>
瀬川課長	<p>議案集の19ページをご覧ください。</p> <p>議案第8号 令和4年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申についてであります。</p> <p>教育に係わる令和4年度一般会計補正予算の作成について市長から意見を求められたので、いちき串木野市教育委員会の行政組織等に関</p>

	<p>する規則第 10 条第 2 号の規定により、教育委員会の意見を求めるものであります。</p> <p>議案集の 21 ページをご覧ください。</p> <p>令和 4 年度一般会計補正予算の作成について諮問が市長からなされております。</p> <p>教育委員会に係る予算案について、別紙のとおり予算案を作成し、次期市議会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、委員会の意見を求められたものでございます。</p> <p>議案集の 22 ページをご覧ください。</p> <p>6 月補正予算において、教育費では、学校における感染症対策等支援事業費の計上をお願いしています。</p> <p>6 項保健体育費、2 目学校保健体育費の①学校における感染症対策等支援事業費 386 万円の計上は、小・中学校 13 校において、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、学校教育活動を継続するために必要となる保健衛生用品等を整備しようとするものであります。</p> <p>また、歳入として、事業費の 2 分の 1 が国から補助されるほか、残りの 2 分の 1 についても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するため、事業費全額が国から助成されることとなります。</p> <p>なお、整備内容については、生福小学校の保健室に空気清浄機を整備するほか、アルコール消毒液、ペーパータオル、ハンドソープ、除菌ティッシュ、マスク、清掃用品などの保健衛生用品を今後更に整備しようとするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いたします。</p>
相良教育長	委員の皆さんから何かご質問等はありませんか。
各委員	(「ありません」という声あり)
相良教育長	よろしいでしょうか。 それでは、議案第 8 号 令和 4 年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申について承認することによろしいでしょうか。
各委員	はい。
相良教育長	それでは、議案第 8 号 令和 4 年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申について承認することといたします。 次に、議案第 9 号 いちき串木野市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について を議題とします。説明をお願いします。

瀬川課長

議案集の 23 ページをご覧ください。

議案第 9 号 いちき串木野市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱についてであります。改正内容については、議案集の 25 ページの新旧対照表で説明いたします。

第 1 条の改正は、条文の文言整理を行うものであります。

改正前の第 3 条をご覧ください。これまで援助費の支給の対象者については、いちき串木野市立小中学校に在学する児童生徒又は就学予定者の保護者で、要保護者、準要保護者に該当する者ということになっていました。

すなわち、これまで本市では、本市の小中学校に在籍していれば、市内在住であろうと、市外在住であろうと援助費を支給していたところでした。

反対に、市内居住者であっても、市外の学校に区域外就学する場合は、規定に基づき、援助費は支給しておりませんでした。ただし、該当者もいなかったと把握しております。

本年度、本市の新中学生 1 人が、小学校から続けてきたバレーボールをやりたい、バレーボール部に入りたいということで、伊集院中学校への区域外就学の申請がなされました。

地区代表にも選出されるほどの選手だということで、日置市とも協議し、区域外就学を認めたところでした。

その家庭が母子家庭ということで、就学援助費の対象となります。

しかしながら、日置市では、区域外から就学している児童生徒については就学援助費の支給対象としていないとのことでした。

反対に、日置市在住の児童生徒が、他市の学校へ区域外就学している場合は、日置市が援助費を支給しているとのことでした。

区域外就学に係る就学援助費については、本市と逆の対応をしていることになり、このままでは、本市在住の生徒が就学援助費の支給を受けられない状況となります。

そこで各市の対応の状況について調査してみました。

すると、平成 18 年度に文部科学省から「就学援助のうち、学用品費等については、児童生徒の保護者が居住している市町村の区域外の小学校、中学校等に生徒が在籍する場合であっても、居住している市町村における就学援助事業の対象とすること。」という通知がなされていたことがわかりました。

にもかかわらず、県内各市の取扱いは、市外へ区域外就学している者、市外から区域外就学している者、どちらでも対応できる規定になっている市などまちまちで、各市における区域外就学に係る就学援助費の取扱いが違っている状況があります。

ちなみに、薩摩川内市では、市外へ区域外就学している児童生徒、市外から区域外就学している児童生徒、双方に対応できる規定となっているようです。

	<p>このような背景を踏まえまして、本市におきましては、改正後の第3条のとおり取りまとめたところです。</p> <p>第1項に、「本市に住所を有する者のうち」と加えることにより、基本的な対応として、本市在住の者で、本市の小・中学校に在学する児童生徒又は就学予定者の保護者を対象とすることとしています。</p> <p>また、第2項で、区域外就学者については、「前項の規定にかかわらず、令第9条に規定する区域外就学の児童生徒の保護者に対する援助費の支給については、関係する市町村の教育委員会と協議の上、援助費の支給を行うことができる。」としたところです。</p> <p>すなわち、近隣市の取扱いの現状等も考慮し、関係市とも支給のあり方について協議した上で、対応を決定することとしたところです。</p> <p>先ほども申し上げましたが、直接の関係市となることが想定される日置市では、日置市在住の児童生徒が、他市の学校へ区域外就学している場合に援助費を支給し、他市から区域外就学している場合は援助費を支給していない状況にあります。</p> <p>また、薩摩川内市では、市外へ区域外就学している児童生徒、市外から区域外就学している児童生徒、双方に対応できるようにしている状況であります。</p> <p>この近隣市の状況を踏まえますと、原則として、本市在住の者が、市外へ区域外就学する場合に、就学援助の対象とすることを前提とし、他市の者が本市の学校へ区域外就学をする場合は、協議の上、居住している市町村での対応にしたいと考えているところです。</p> <p>議案集の24ページをご覧ください。</p> <p>最後に附則です。この要綱は、令和4年6月1日から施行し、改正後のいちき串木野市就学援助費支給要綱の規定は、令和4年4月1日から適用するとしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
相良教育長	委員の皆さんから何かご質問等はありませんか。
富永委員	基本的に相手方の市町村で支給が無い場合に支給するというのでしょうか。相手方の市町村で支給があれば支給しないということでしょうか。
瀬川課長	基本的に本市に住所を有する人については、本市で支給をしております。例えば、本市に住所を有する人が薩摩川内市に区域外就学をした場合、本市で支給します。反対に薩摩川内市から本市に区域外就学される方がいる場合は、協議をしてからになります。薩摩川内市に支給していただこうと考えています。
富永委員	先ほどの説明で、薩摩川内市は両方に対応しているとのことでした

	<p>が、本市では薩摩川内市とどのように対応していくのでしょうか。</p>
瀬川課長	<p>薩摩川内市と協議して、どちらで支給するのかを検討いたします。両方から支給される、ということはありません。</p>
富永委員	<p>これは申請主義でしょうか。また、学校を通しての申請でしょうか。</p>
瀬川課長	<p>申請主義であり、学校を通しての申請になります。</p>
相良教育長	<p>ほかにご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>(「ありません」という声あり)</p>
相良教育長	<p>よろしいでしょうか。 議案第9号 いちき串木野市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について承認することによろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
相良教育長	<p>それでは、議案第9号 いちき串木野市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について承認することといたします。 次に、議案第10号 いちき串木野市特別支援連携協議会設置要綱の制定について と議案第11号 いちき串木野市特別支援連携協議会委員の委嘱について、関連があるので一括して議題とします。説明をお願いします。</p>
藏菌課長	<p>議案集の26ページをご覧ください。議案第10号 いちき串木野市特別支援連携協議会設置要綱の制定についてであります。 本会については、平成24年度から実務的に実施しておりました。より一層の充実に資するために、設置要綱をしっかりと定めて運用することが必要であると考えたことから、今回提案するものであります。 要綱につきまして、議案集の27ページから28ページに掲載しております。概要について簡潔にご説明いたします。 いちき串木野市特別支援連携協議会は、障害のある幼児・児童・生徒の指導・支援に関わる教育、医療、保健及び福祉の関係機関の連携・協力を円滑にし、支援体制の整備を促進するために設置するものであります。 この協議会は、教育委員会、医療機関、相談機関、療育機関、学校等機関、保健・福祉・労働行政等の関係者の18人以内で構成しております。各関係機関の関係者が、それぞれの情報を共有することにより、障害のある子どもの多様なニーズに応え、総合的な支援を行います。</p>

	<p>また、関係機関の連携が密になることにより、教育委員会を始めとするさまざまな機関が総合的な支援を確実に行うことができるようになるものであります。</p> <p>また、特別支援連携協議会は、必要に応じてケース会議を開くこととしており、ケース会議では個別の支援に対する意見交換や情報共有、支援について検討を行ってまいります。支援を必要とする幼児・児童・生徒が安心して園・学校生活を送ることができるように関係機関の実務者が情報を共有し、より良い支援ができるようにするものであります。</p> <p>この要綱に基づきまして、議案集の 29 ページになりますが、議案第 11 号 いちき串木野市特別支援連携協議会委員の委嘱について提案しております。</p> <p>議案集の 30 ページから 31 ページをご覧ください。</p> <p>30 ページに特別支援連携協議会設置要綱の根拠条文を記載しております。第 3 条第 1 項で委員 18 人以内を規定し、第 2 項で構成員を規定しております。第 4 条で委員の任期を 2 年と規定しております。</p> <p>この根拠により、議案集の 31 ページに掲げております方々に委員の委嘱をしたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
相良教育長	<p>それでは、議案第 10 号 いちき串木野市特別支援連携協議会設置要綱の制定について、委員の皆さんから何かご質問等はありませんか。</p>
富永委員	<p>会議は定期的について開くものでしょうか。</p>
藏菌課長	<p>定期的には年 2 回開催します。今年度は、1 回目が 5 月 31 日、2 回目が 2 月に開催します。</p>
相良教育長	<p>ほかにご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>(「ありません」という声あり)</p>
相良教育長	<p>議案第 10 号 いちき串木野市特別支援連携協議会設置要綱の制定について承認することよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
相良教育長	<p>それでは、議案第 10 号 いちき串木野市特別支援連携協議会設置要綱の制定について承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 11 号 いちき串木野市特別支援連携協議会委員の委嘱について、委員の皆さんから何かご質問等はありませんか。</p>

徳重委員	療育機関について、市内にどれくらいあるのでしょうか。
藏菌課長	本市の療育機関は、「あいあいスペース」、「きっずスペースⅠ」、「てんがらんレオ」、「てのんかん」、「てんとうむし」、「なーちゃ」、「こぜ」、「Pre Seed」の8か所でございます。
徳重委員	療育施設は、専門の方がいらっしゃって学校と連携したりとかしているのでしょうか。
藏菌課長	学校に就学している場合は、学校に通いながら連携していると思いますが、未就学の子どもさんも多く通っているようです。
徳重委員	学校に通いながらの場合は、身体的なものなのでしょうか。
藏菌課長	発達に課題があると思われるケースが多いようです。
徳重委員	就学する場合は、就学時にいろいろな相談や判定等を受けて、養護学校に行くとか就学するのでしょうか。
藏菌課長	議案第2号にありました教育支援委員会の判定を受けて就学先を決めてまいります。未就学の児童の情報が、なかなか入ってきませんので、特別支援連携協議会の組織での情報共有が大切です。
相良教育長	未就学の療育機関の情報を得ながら、就学に当たっての特別支援連携協議会で情報共有等していき、最終的に教育支援委員会で判定を行っていきます。
徳重委員	未就学から続けて把握と支援を行っていくということですね。
相良教育長	そのとおりです。
富永委員	ケース会議は会長が招集するということですが、会長はどのような方が定例的に決まっているのでしょうか。
藏菌課長	委員の互選で決定することになっておりますが、例年校長代表の方が会長になっておられます。
相良教育長	ほかにご意見はありませんか。
各委員	(「ありません」という声あり)

相良教育長	よろしいでしょうか。
各委員	はい。
相良教育長	<p>それでは、議案第 11 号 いちき串木野市特別支援連携協議会委員の委嘱について承認することといたします。</p> <p>本日の附議事件は以上です。</p> <p>次に、その他の(1)各課の行事報告及び行事報告について、説明をお願いします。</p>
(所管課長)	<p>(1) 4 月～6 月教育委員会行事報告及び行事計画について (各課報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県地域女性団体連絡協議会総会 (4 月 21 日 県婦人会館) ○定例教育委員会 (4 月 21 日 庁議室) ○市特別支援教育担当者会 (4 月 22 日) ○第 1 回鹿児島地区小・中学校長及び義務教育学校長研修会 (4 月 26 日) ○地区教育長会 (4 月 26 日 県民交流センター) ○市 PTA 連絡協議会運営委員会 (4 月 26 日 市来地域公民館) ○鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会幹事会 (4 月 27 日 鹿児島市教育総合センター) ○第 1 回市中体連理事会 (4 月 27 日) ○市スポーツ協会理事会・総会 (4 月 27 日 アクアホール) ○第 1 回市青少年育成補導センター研修会 (4 月 27 日) ○第 1 回市教頭研修会 (4 月 28 日) ○管理職合同歓迎会 (4 月 28 日) 延期 ○七夕踊保存会総会 (4 月 29 日 川北交流センター) ○年度当初学校訪問 (5 月 2 日、9 日) ○学校統廃合検討会議 (5 月 6 日) ○市小学校体育主任等研修会 (5 月 6 日) ○B & G 財団防災拠点事業決定書授与式 (5 月 9 日) ○市小・中学校保健主任等研修会 (5 月 10 日) ○羽島中学校修学旅行に伴う学校対応 (5 月 11 日) ○てるてるくらぶ(照小読み聞かせグループ)受賞報告 (5 月 11 日) ○市スポーツ少年団本部常任委員会及び総会・指導者協議会理事会及び総会 (5 月 11 日 いちきアクアホール) ○第 72 回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会 (5 月 12 日～13 日 山口市) ○羽島中学校修学旅行に伴う学校対応 (5 月 12 日) ○日置地区駅伝競走大会運営委員会総会 (5 月 12 日 日置市中央公民館) ○日置地区体育協会連絡協議会理事会(総会) (5 月 12 日 日置市中央公民館) ○燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会第 58 回常任委員会及び第 6 回総会 (5 月 12 日 ホルンアクアくしきの)

- 市ICTスキル向上研修会（5月13日 市来中）
- 市特別支援教育支援員研修会（5月13日 アカホール）
- 市特別支援学級部会（5月13日 串中）
- 市学生保護者会総会（5月13日 アカホール）
- 春のスペシャルおはなし会（5月14日 図書館本館）
- 市少年団体成人指導者研修会（5月15日 市来地域公民館）
- 校長当初申告に係る教育長面談（5月16日、19日）
- 県市町村教育委員会連絡協議会定期総会
（5月17日 かがしま市民福祉プラザ）
- 鹿児島県市町村教育長会定期総会
（5月17日 かがしま市民福祉プラザ）
- 第1回市幼稚園研修会（5月18日 市来幼稚園）
- 定例教育委員会（5月18日）
- イクボス宣言式（5月19日 防災センター）
- 県スポーツ少年団委員総会（5月19日 県体協会館）
- 学校統廃合検討会議（5月19日 副市長室）
- 鹿児島地区教育長等会（5月20日）
- 日置地区租税教育推進協議会運営委員会（5月20日 日置市中央公民館）
- 鹿児島地区教育委員会連絡協議会・研修会（5月20日 日置市中央公民館）
- 荒川ほたるでナイト開会式及び作品コンテスト授賞式（5月21日 荒川小体育館）
- 生福小運動会（5月22日）
- 日置地区社会教育振興会総会（5月23日 アカホール）
- 第1回19市学校教育課長等研修会（5月25日、26日 鹿屋市）
- 市文化協会総会（5月25日 アカホール）
- 市B&G海洋センター運営協議会（5月26日 B&G海洋センター）
- 市総合防災会議（5月27日）
- 第1回鹿児島地区小・中学校義務教育学校教頭研修会
（5月27日 鹿児島地域振興局）
- 日置地区スポーツ少年団指導者協議会評議員会総会及び研修会
（5月28日 アカホール）
- 青松塾入塾式（5月22日 中央公民館）
- 通学路合同安全点検（5月31日）
- 第1回市特別支援連携協議会（5月31日）
- 第1回市教育支援委員会（6月1日）
- 第1回市青少年健全育成市民会議（6月2日）
- 教育相談担当者等研修会（6月2日 日置市中央公民館）
- 串木野高校卒業生による講演会（6月3日）
- 第1回市文化財保護審議会・第1回郷土史料編集委員会（6月3日）
- 日置地区スポーツ推進委員連絡協議会研究大会・総会（6月4日 日置市）
- 6月議会招集日・議案質疑（6月6日）
- 第1回市社会教育委員の会議及び公民館運営審議会（6月7日）

	<ul style="list-style-type: none"> ○市P連単位PTA会長会（6月8日 市来地域公民館） ○前期合同計画学校訪問（6月9日 旭小、串木野西中） ○第1回中学校区教育振興協議会（6月9日 市来地域公民館） ○映画「天外者」上映会 in 薩摩藩英国留学生記念館 （6月10日 英国留学生記念館） ○土曜授業 ○第1回社会教育関係団体指導者等研修会及びJL研修会 （6月12日 県民交流センター） ○一般質問（6月14日～15日） ○市水難救助法講習会（6月16日 アクアホール） ○定例教育委員会（6月16日） ○総合教育会議（6月17日） ○青少年育成の日活動推進キャラバン①（6月18日） ○第16回市長旗争奪軟式野球大会（6月19日 多目的グラウンド） ○市ゲートボール選手権大会（6月19日 秀栄ドーム） ○第1回市いじめ問題対策連絡協議会（6月23日 アクアホール） ○第1回市生活指導研究協議会（6月23日 アクアホール） ○第1回市校外生活指導連絡協議会（6月23日 アクアホール） ○6月議会最終本会議（6月27日） ○市教育委員会学校訪問（6月29日 羽島小）
相良教育長	<p>4月～6月教育委員会行事報告及び行事計画について、委員の皆さんからご質問はありませんか。</p>
富永委員	<p>学校統廃合について、重要な案件ですが、私たちの方には全く何も情報が入ってきておりません。前回のように総合教育会議で、いきなり何も知らない状態で急に提案されると恥ずかしいものがあります。田畑市長にも話をしましたが、急に市長が提案されてきて、それを私たちが蹴るのは恥ずかしい。そのあたりはどうなっているのでしょうか。</p>
瀬川課長	<p>現在、庁内の会議で内容を検討しており、内容がまだ定まっていない状況です。ある程度副市長との話し合いで内容が定まりましたら、皆様にも事前にご説明したいと考えております。</p>
富永委員	<p>前回の総合教育会議のように、急に提案するような形であれば、教育委員としては恥ずかしい。吉永課長補佐に先日コピーして渡した資料で「教育委員会のあるべき姿」は見えてないのでしょうか。もう1回教育委員会の存在意義を考えていただきたい。課長は資料は見たでしょうか。</p>

瀬川課長	見ておりません。
富永委員	もう1回教育委員会の存在意義というものを考えないといけない。検討内容について、どういう状況であったなどの報告等もしていってもらわなければ、教育委員会の意味が無いです。解散です。歴代してきましたが、いきなり総合教育会議で提案されるというようなことは、私は初めてです。検討会議を行っていると言いますが、どのようなことを検討しているか報告がありません。そのようなものは、いきなり出されても困ります。
瀬川課長	わかりました。定例にこだわらずに、検討の内容が定まりましたら、臨時的に会議を開催し、委員の皆様にご提案させていただき検討していただきたいと思います。
富永委員	やかましいことを言うので耳が痛いかもしれませんが、やっぱりもうちょっと議論していただいて、いろんな意見がある中で方向性を決めていかないと議会だつて通りません。だから、それは地域との間の中で聞いてやっていかないと、過去の流れを踏まえた中で考えていかないといけません。ガツンとガツンと割ってやっていったって、教育というものは一つの流れの中でやっているのですから。
瀬川課長	わかりました。いろいろと会議のあり方も今後検討してやっていきたいと思えます。
相良教育長	学校の再編成については、まだ副市長のところまでにも上がっておりませんので、おおよその素案ができて、副市長のところまで上げて、理解を求めながら今後進めていかないとはいけません。もう少し時間がかかると思っております。 ほかにご意見はありませんか。
各委員	(「ありません」という声あり)
相良教育長	なければ、その他の(2)令和4年度児童・生徒数(令和4年5月1日現在)について、説明をお願いします。
瀬川課長	資料の6ページをお開きください。 4月の定例教育委員会で、入学時の児童生徒数をお示ししましたが、5月1日現在の児童生徒数が確定いたしましたのでお知らせいたします。 入学時の4月7日時点の児童生徒数に対しまして、串木野小学校の3年、4年の特別支援児童数の増減はありましたが、その他の変更は

	<p>なく、小学校、中学校、小中学校合計の数にも変更はありませんでした。この数字が、学校基本調査に掲載する数字になります。</p> <p>前回報告しましたとおり、小学校では、普通学級の児童数 1,137 人、特別支援学級の児童数が 82 人で、計 1,219 人となっています。</p> <p>前年度と比較いたしますと、普通学級の児童数が 60 人の減、特別支援学級の児童数が 1 人の増で、計 59 人の減となっています。</p> <p>また、中学校では、普通学級の生徒数が 612 人、特別支援学級の生徒数が 37 人で、計 649 人となっています。</p> <p>前年度と比較いたしますと、普通学級の生徒数が 15 人の減、特別支援学級の生徒数が 7 人の増で、計 8 人の減となっています。</p> <p>児童生徒数は減少していますが、特別支援児童・生徒は増加しているようです。</p> <p>小中学校合計では 1,868 人となり、前年度の 1,935 人と比較しますと、67 人の減となっています。</p> <p>それぞれの学校の児童生徒数は、後もって資料でご確認ください。</p> <p>なお、今後はこの数字で令和 4 年度の児童生徒数を表していくこととなりますので、ご了承願います。</p> <p>7 ページは、未就学児の数も掲載してあります。</p> <p>内容は、4 月に報告した内容とほとんど変わりませんので、後もってご確認くださいと思います。以上です。</p>
相良教育長	<p>ただ今、説明がありましたが、委員の皆さんから何かご質問等はありませんか。</p>
富永委員	<p>厳しいですね。</p>
相良教育長	<p>人口減少による児童生徒数の減少は否めないものがあります。これから厳しいものになってまいります。これは全国的なものです。先日、山口で全国都市教育長協議会定期総会・研究大会に参加してきましたが、どこも同じような状況でした。再編統合という大きな課題がやはりあるようです。</p> <p>ほかにご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>(「ありません」という声あり)</p>
相良教育長	<p>次に、その他の (3) 次回定例教育委員会開催日について、説明をお願いします。</p>
瀬川課長	<p>次回定例教育委員会の開催日についてですが、6 月 16 日、木曜日、15 時からを計画しております。それぞれ日程確保をよろしく願いいたします。また、翌日の 17 日、金曜日、14 時から総合教育会議を予定</p>

	<p>しておりますが、学校統廃合会議の進捗状況では、また日程が変わる可能性があります。会議の進捗次第では、前もって臨時会議を総合教育会議の前に開かせていただきたいと思います。</p> <p>日程が定まりましたら、早めに通知したいと思っています。</p> <p>併せて、日程確保をお願いできればと考えております。よろしくお願いいたします。</p>
相良教育長	次に、その他ですが、第6回黎明の地ふるさと短歌大会について説明をお願いします。
梅北課長	<p>・第6回黎明の地ふるさと短歌大会について</p> <p>応募期間：令和4年5月20日（金）～7月20日（水）</p> <p>応募対象：県内在住の小・中・高・一般</p>
相良教育長	次に、学校訪問等の計画（案）について説明をお願いします。
岡留課長補佐	<p>学校訪問等の計画（案）についてご説明いたします。</p> <p>（資料を基に日程等の説明。）</p>
相良教育長	次に、他に何かありますか。
瀬川課長	<p>現在、市においては、財政事情等を考慮し、補助金の見直しを進めているところです。串木野高等学校支援対策事業補助金は、制度開始5年経過後に見直しを行い、令和2年度から新たに適用しているところです。市来農芸高等学校の振興に寄与するための支援対策事業補助金についても、平成29年度の制度開始から5年が経過し、見直しを検討することになりました。</p> <p>現在、検討を進めているところですので、改正する、しないも含め、改正案がまとまりましたら、改めてご協議いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
相良教育長	ほかにございませんか。
各委員	（「ありません」という声あり）
相良教育長	<p>ないようですので、以上で5月定例委員会の協議を終わります。</p> <p>（午後4時45分）</p>

本会議録は正当なることを認め、ここに承認する。

令和 4 年 6 月 16 日

教 育 長 羽 良 一 洋

委 員 畠 永 伸 博